

番号法改正案に対する私たちの疑問・懸念

3月7日国会提出された番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）改正案は、単なる利用拡大にとどまらない、制度のあり方を変える改正です。

マイナンバー制度に対して政府は、個人情報漏洩や不正利用、成りすまし犯罪、国家による個人情報の一元的管理、プライバシー侵害、集積した個人情報による本人が意図しない個人像の構築や特定個人の選別・差別的取扱いなどの危険性があることを認めつつ、個人情報保護措置を講じることで危険性は具体化しないと説明してきました。しかし今回の番号法改正案は、この個人情報保護措置をなし崩しにする虞れがあります。

とりわけ以下の点について私たちは強い不安を抱いており、国会審議において徹底して問題点を解明し、拙速な法改正を行わないようにしてください。

[1] 利用範囲の社会保障・税・災害対策の3分野以外への拡大

改正案では基本理念(第3条)で、現行法では3分野以外の行政分野について「利用の可能性を考慮」としているものを、3分野以外も「利用の促進を図る」と改正しています。

3月29日の日弁連会長声明は利用範囲の拡大について「マイナンバーは、悉皆性、唯一無二性を持つ、原則生涯不変の個人識別番号であることから、その利用分野・事務を拡大すれば、より広範な個人情報が番号にひも付けられた上、漏れなく・他人の情報と紛れることなく名寄せされデータマッチング（プロファイリング）されてしまう危険性が高まる」と指摘しています。

過去の国会審議でも3分野に利用が限定されていることを理由に、警察や公安でのマイナンバー制度の利用は想定していない（2013年5月21日参議院内閣委）、自衛官の募集の分野では利用することはできない（2015年9月2日参議院安保特別委）等と政府は答弁してきました。利用範囲の拡大で私たち市民は、どこまで個人情報がひも付けられ利用されるのかという不安を抱きます。

昨年11月2日には経済財政諮問会議の有識者議員から、マイナンバーの活用が進まない背景には国民の個人情報流出への懸念や利用にメリットが感じられないことがあり、データがどのように利用され、個人情報はどう守られるのか、どういった利便性が実現できるのか、明確なビッグピクチャーを示ししっかり国民に周知し国民理解を得ていくことが求められています。

番号法の附則第6条では、利用範囲や提供の拡大は法律の施行の状況等を勘案し国民の理解を得つつ行うことが規定されていますが、現状は国民理解を得られておらず、拡大すべきではありません。

[2] 個人情報保護措置であるマイナンバーの利用と情報連携の法定が崩れる

現行法ではマイナンバーを利用できるのは法第9条（別表第1と自治体条例）に規定する事務のみで、情報提供ネットワークシステムを利用して情報連携できるのは法第19条（別表第2と個人情報保護委員会規則）に規定する事務のみと限定されています。

しかし改正案では迅速な情報連携を理由に、国会の関与なしに行政機関の判断で利用と提供が広がります。法律で利用が認められている事務に準ずる事務（「準法定事務」）もマイナンバ

一の利用を可能にしようとしています。法定されている事務と同様の事務に限定するとしていますが、それを判断するのは行政です。また別表第2をなくして、法律で利用が認められている事務であれば情報連携を可能にしようとしています。利用が法定されている事務であるので行政の裁量は大きくなると説明していますが、個人情報の利用と外部提供ではプライバシーに与える影響は異なり、そのため現行法では別の規定がされています。法律の制約がなくなり、提供について行政の裁量は拡大します。

政府は利用や情報連携の範囲を法律に規定して目的外利用を禁止することを、マイナンバー制度の個人情報保護措置と説明してきました。最高裁は3月9日に3高裁について先行してマイナンバー制度の合憲判決を行いました。合憲理由として番号法が利用範囲を3分野に限定し、利用事務を法令や条例で限定し、提供を原則禁止し制限列挙した例外事由に該当する場合のみ認めていること等を判示しています。改正案は、この政府の説明や合憲の要件に反します。

法改正を検討したマイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（第7回2022年11月29日）でも、委員からリスクの歯止めであることを忘れないようにと、便利になるからということだけで拡大せず国民の理解を得ることなどが求められています。提出されたデジタル庁の法改正資料でも、事後監視の必要が書かれていますが、監視のあり方の説明はされていません。そもそも「事後監視」では、利用・提供の本人同意の代わりに法令で規定している趣旨からは、個人情報保護措置として不十分です。

[3] 国家資格管理や在留管理へのマイナンバー利用の拡大

利用範囲拡大の手始めとして、国家資格のマイナンバー管理を社会保障関係以外に拡大することや、在留外国人の事務に利用することなどが、改正事項とされています。

国家資格については2021年の番号法改正により、社会保障関係32資格について「国家資格等情報連携・活用システム(仮)」にマイナポータルを通して申請する仕組みが2024年度から利用開始予定です。添付書類の省略や死亡届を不要とするなど利便性向上が理由とされていますが、申請手続がマイナポータルに限定されると、所持は任意であるマイナンバーカードの取得が必須になります。国会審議ではこのシステムの利用を拒否できる制度ではないと答弁されており、それでは番号法第16条に違反します。

在留外国人の手続については、行政機関間での情報連携により、出入国在留管理庁に提出する書類の負担軽減や、特定技能外国人の受入れの際の雇用主の疎明資料の負担軽減が理由とされていますが、併せて中長期在留者に関する情報の正確性を確保し適正な在留管理を実現することが目的とされています。日本の在留管理制度の人権侵害が問題となっている中で、どのように在留管理のために利用しようとしているのか、まず明らかにすべきです。

[4] 健康保険証廃止に向けた「資格確認書」の新設

改正法では医療保険各法に「資格確認書（資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面）」を新設し、申請により交付することや申請を受けた保険者は速やかに交付すること、医療機関に提示することで保険診療を受けられることなどが規定されようとしています。

しかし申請しなければ交付されないのか、有効期間がどうなるか、どのような書面になるかなど法律では不明です。また申請条件である「電子資格確認を受けることができない状況にあるとき」に、本人の意思でマイナンバーカードを申請しなかったり健康保険証の利用登録をしなかつ

た場合が含まれるのかも曖昧です。さらに保険料滞納者に対する「短期被保険者証」の仕組みの廃止により、さまざまな事情を抱えた滞納者への配慮が後退することが心配されます。「資格確認書」が現行の保険証と同じであれば新たな制度を作ることは無駄であり、保険証とは異なる制約があれば保険診療に支障が生じ皆保険制度を損ないます。

マイナンバーカードと保険証の一体化には、様々な問題が明らかになっています。医療機関では4月からオンライン資格確認の導入が省令(療養担当規則)で義務付けられましたが、67%の医療機関しか導入できていません。義務化を定めた療養担当規則は違憲・違法であり無効とする訴訟も、2月22日に提訴されました。導入費用や窓口対応やセキュリティ対策の負担が増え、廃業も発生しています。レセプト請求も紙で行っていたり回線環境が整備できないなど、導入できない医療機関もあります。訪問診療や施術のための資格確認の仕組みもできていません。導入した医療機関では、保険資格情報の反映が遅れて正しい資格確認ができない問題も発生しています。

一方**保険者側**では、マイナ保険証により券面で保険者等が確認できなくなり、オンライン資格確認のための情報確認の負担が増え、全件照会することが求められるJ-LISへの電子証明書確認の費用が、3年間は無料とされていますがその後どうなるのかなどの問題があります。保険資格の変更手続や「資格確認書」の申請を忘れられると、かえって過誤請求の原因になります。

被保険者にとっても、保険診療のためにマイナンバーカードの申請・更新や「資格確認書」の申請が必要になり、受診のたびに提示しなければならず、「実印レベル」のカードの紛失を心配しながら持ち歩くことを強いられます。さらに「より良い医療のため」として、大部分の患者が医療情報の閲覧をしていない(2月実績で健診・診療情報は8割、薬剤情報も過半数が閲覧していない)にもかかわらず窓口負担を増やされ、プライバシー性の高い医療情報の漏洩や意図しない利用のリスクにさらされています。過半数の人は健康保険証利用の登録をしていません。

保険者への健康保険証の交付義務は、法律ではなく厚生省令で規定されています。少なくとも運転免許証とマイナンバーカードの一体化と同様に今後も健康保険証との併用を可能にするとともに、医療機関への導入義務をなくすなど、本人や医療機関の選択を保障すべきです。

[5] 普及のためにマイナンバーカードの危険性が増大

マイナンバー(個人番号)カードは、マイナンバー提供の際の本人確認措置に利用するほか、条例や政令によりICチップを利用することを目的に作られました(法16条、18条)。そのため取得は申請により任意とされ、顔写真やマイナンバーを券面に表記し、市町村職員が対面で本人確認して交付する最高位の身分証明書とされています。

改正法では、マイナ保険証の普及のため乳児の顔写真を不要にするとともに、新生児や再交付等を対象に市町村で交付前設定を行わずにJ-LISから1週間程度で直接送付する「特急交付」を新設します。また施設入所者や高齢者・障害者などを対象に代理交付の疎明資料を緩和したり、施設でマイナンバーカードを預かり管理できるようしようとしています。在外公館や郵便局で交付事務を行えるようにしています。さらに交付開始10年の2026年を視野に、政府が券面に顔写真や氏名、住所、性別、生年月日を書かないことを検討しているとの報道もあります(2023.2.16 TBS NEWS)。

健康保険証の廃止やマイナンバーカードの普及のためのこれらの変更は、交付の際の本人確認や券面の本人確認機能を低下させ、**成りすまし取得の可能性**を高めるものであり、本人確認を目的としたマイナンバーカードの導入目的と矛盾します。また「実印レベル」のマイナンバーカー

ドやその暗証番号の管理を施設やケアマネージャー等に求めることが過大な負担を強いることは、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」のヒアリングでも、全国保険医団体連合会の調査でも明らかになっています。

政府は2023年3月までに、ほぼ全ての住民にマイナンバーカードを所持させる目標を掲げ、マイナポイントなど多額の税金を投じて普及を図ってきましたが、7割程度の普及率にとどまりました。マイナンバーカードに少なくない市民が不安を抱いていることが、目標達成できなかった理由です。なぜ全ての住民がマイナンバーカードを所持しなければならないのか、任意なのになぜ強要されるのか、「デジタル社会のパスポート」になれば所持しない市民は差別されるのではないのか、全住民の顔写真データがJ-LISで管理され目的外利用されるのではないのか、疑問と不安は尽きません。

マイナンバーカードに内蔵されている電子証明書の発行番号をマイナンバーの代用として本人識別に利用しさまざまなデータベースのIDとひも付けたり、マイナンバーで管理するあらゆる個人情報の閲覧が可能なマイナポータルを民間への情報提供に利用するなど、制度発足時には想定されず番号法で規制のないマイナンバーカードの利用を政府は推進しており、漏洩・悪用の危険が増大しています。

マイナンバーカードで何をしようとしているのかを明らかにし、法的な規制を整備すべきです。

[6] 不同意を表明しないと公金受取口座に登録

改正案では、2021年法改正で導入された公金受取口座登録に、行政機関が保有する口座を本人が不同意を表明しなければ登録してしまう「行政機関等経由登録」を新設しようとしています。本人の利便性のためであれば、なぜみずから登録を申請しない人まで登録する必要があるのでしょうか。預貯金口座へのマイナンバー付番のステップにする意図があるからではないでしょうか。

マイナポイントを付けてもカード申請者の半数しか公金受取口座登録をしていないのは、政府による**資産把握への不安**があるからです。任意である預貯金口座へのマイナンバーの付番は進んでいません。反発を意識して公金受取口座登録は残高や取引履歴を把握するものではないと強調していますが、昨年12月には所得・資産把握による社会保障の応能負担の徹底をめざすロードマップが経済財政諮問会議で策定されています。

「行政機関等経由登録」が**給付の迅速化になるかも疑問**です。口座を変更した場合に本人が常に手続きしなければ、給付申請に添付の口座と登録口座が相違して給付の際にかえって混乱する可能性があります。複数の公的な給付を別々の口座に振り込むようにしていることもあり、金銭管理能力に不安がある方の場合、本人が不同意を表明していないからといって特定口座を登録すると、金銭管理に支障が起きることはないでしょうか。

公金受取口座登録は、本人がみずから望んだ場合だけに行うようにすべきです。

2023年4月17日

共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会

(略称：共通番号いらないネット)

<http://www.bango-iranai.net/>

連絡先 (略)